

漁業法第31条の規定に基づく特定水産資源の漁獲量等の公表について
(くろまぐろ(大型魚)兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業)

漁業法(昭和24年法律第267号)第31条に基づき、知事管理区分「兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業」の漁獲量等を公表する。

令和4年11月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 漁獲量等の公表を行なう管理区分
知事管理区分 兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業
(令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで))
- 2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合(令和4年11月25日現在)
80パーセント(A/B)
(漁獲量(A):3.023トン(速報値))
(漁獲可能量(B):3.8トン)